

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2 号 遠軽町財政計画を定めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号 遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 遠軽町埋蔵文化財センター等の休館日の見直しに伴う関係
条例の整備について
- 日程第 8 議案第 5 号 遠軽町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 号 遠軽町体育施設条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 8 号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 9 号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 10 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 14 議案第 11 号 財産の取得について
- 日程第 15 議案第 12 号 財産の取得について
- 日程第 16 議案第 13 号 財産の取得について
- 日程第 17 議案第 14 号 財産の取得について
- 日程第 18 議案第 15 号 財産の取得について
- 日程第 19 議案第 16 号 財産の取得について
- 日程第 20 議案第 17 号 財産の取得について
- 日程第 21 議案第 18 号 財産の取得について
- 日程第 22 議案第 19 号 財産の取得について
- 日程第 23 議案第 20 号 指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 21 号 令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 25 議案第 24 号 令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 25 号 令和 7 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 22 号 令和 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 28 議案第 23 号 令和 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 29 一般質問

- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 7 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 7 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 8 議案第 1 号 遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(付託案件) (民生・経済常任委員会審査報告、令和 7 年第 5 回臨時会付託)

**令和7年第6回
遠軽町議会定例会会議録（第1号）**

令和7年12月9日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 遠軽町財政計画を定めることについて |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 遠軽町埋蔵文化財センター等の休館日の見直しに伴う関係
条例の整備について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 遠軽町立学校設置条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 遠軽町体育施設条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 8号 | 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第 9号 | 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 財産の取得について |
| 日程第15 | 議案第12号 | 財産の取得について |
| 日程第16 | 議案第13号 | 財産の取得について |
| 日程第17 | 議案第14号 | 財産の取得について |
| 日程第18 | 議案第15号 | 財産の取得について |
| 日程第19 | 議案第16号 | 財産の取得について |
| 日程第20 | 議案第17号 | 財産の取得について |
| 日程第21 | 議案第18号 | 財産の取得について |
| 日程第22 | 議案第19号 | 財産の取得について |
| 日程第23 | 議案第20号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第24 | 議案第21号 | 令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第6号） |

- 日程第25 議案第24号 令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第26 議案第25号 令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第27 議案第22号 令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第28 議案第23号 令和7年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎出席議員（15名）

議長	15番	杉本信一君	14番	佐藤昇君
	1番	秋元直樹君	2番	戸松恵子君
	3番	阿部君枝君	4番	白幡隆一君
	5番	遠藤明美君	6番	佐藤和徳君
	7番	渡辺清夏君	8番	山本悟君
	9番	村岡敦子君	10番	前島英樹君
	11番	今村則康君	12番	勢志優華君
	13番	山谷敬二君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	佐藤祐治君
農業委員会会長	石丸博雄君		

◎説明員

副町長	澤口浩幸君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	内野清一君
総務課長	松村圭悟君	総務課契約担当課長	田村明彦君
企画課長	大西公太君	財政課長	今井昌幸君
保健福祉課長	渡邊亮司君	住民生活課長	太田貴幸君
子育て支援課長	二瓶雄介君	農政林務課長	石川正徳君
商工観光課長	水野徹君	水道課長	小野寺悟君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	大川寿雄君	丸瀬布総合支所参事	倉内健一君
白滝総合支所長	長原裕一君	白滝総合支所参事	吉岡秀利君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	古賀伸次君
総務課長	堂前政好君	社会教育課長	中南秀隆君

埋蔵文化財センター館長	松村 愉文 君	図書館長	阿部 文明 君
学校給食センター所長	小玉 美紀子 君	監査委員事務局長	成中 克也 君
選挙管理委員会事務局長	松村 圭悟 君	農業委員会事務局長	石川 正徳 君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	岩井 誠志 君	事務局参事	成中 克也 君
事務局主任	堂前 あすか 君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和7年第6回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（岩井誠志君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、石丸農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和7年度例月出納検査の結果、議長の執務及び議員派遣結果、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、主幹等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第29までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡申し上げます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、秋元議員、村岡議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

前島議会運営委員長。

○議会運営委員長（前島英樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和7年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月3日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月11日ま

での3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月10日午後4時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月11日までの3日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月11日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和7年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たりまして、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

議案の御審議を願う前に、町政執行に対する私の所信の一端を述べさせていただきます。

私は、9月28日執行の遠軽町長選挙におきまして、「住み良いまちづくり」「元気で愛情あふれるまちづくり」を訴え、多くの町民の皆様から温かい御支援をいただき、引き続き5期目の町政運営を担わせていただくことになりました。

これまでの4期16年間における町政運営に対し、議員各位並びに町民の皆様の御協力に感謝を申し上げますとともに、初心を忘れることなく、これまで積み重ねた経験を生かし、自らが先頭に立ち、皆様の御期待に応えられるよう、全身全霊をかけて、町政運営に取り組む所存であります。

今後、4年間にわたって町政の責を担うに当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。

私は、これまでと変わることなく、「産業振興による元気あふれるまちづくり」「だれもが安心して暮らせる愛情あふれるまちづくり」「教育と文化・スポーツ振興による未来につなぐまちづくり」「町民と行政が一体となるみんなで創るまちづくり」「自衛隊駐屯地と共に発展するまちづくり」の五つを政策の柱として、熱い情熱とリーダーシップをもって、まちづくりを推進してまいります。

一つ目の「産業振興による元気あふれるまちづくり」については、医療・教育の充実とともに、基幹産業の振興を図ることにより、産業・医療・教育が互いに支え合い、町民が安心して働き、元気で充実した暮らしが送れるまちづくりを進めてまいります。

産業振興の柱として、遠軽町が中心となり、この地域に広がる第一次産業を守り、その雇

用と収入の確保につなげるためには、医療と教育が欠かせません。この医療と教育を充実させながら第一次産業の振興を図り、その成果を第二次、第三次産業へと波及させ、基幹産業の振興と地域経済の底上げを図ることが何より重要と考えます。

しかしながら、気候変動等の自然災害や社会情勢、さらには国際情勢の変化により、第一次産業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている現状を鑑み、農林業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう施策を講じるとともに、これまで農業の担い手不足、後継者不足、労働力不足の解消に向け取り組んできた遠軽町農業担い手対策協議会への支援が身を結び、新規就農者が増加するなど成果が出てきていることから、これまで同様取り組んでまいります。

さらに、安全で安心できる地域の農産物が遠軽ブランドとして広く認知されるよう、農作物栽培奨励事業や地場農産物を活用したイベント等に対する支援を通じて、地域ブランドの育成に取り組んでまいります。

また、自然環境の変化などにより、水量や水質が不安定で営農に支障を来している地区においては、引き続き営農飲雑用水確保事業に取り組んでまいります。

鳥獣被害防止対策については、これまでのエゾシカやヒグマによる農作物被害防止対策を継続して講じる一方、町内でも増加傾向にある特定外来種のアライグマ駆除についても取組を進めてまいります。特に、ヒグマ対策については、住民の生活圏に頻繁に現れ、住民生活が脅かされる状況となっており、住民生活の安全・安心を確保するための対策が喫緊の課題となっています。国、北海道をはじめ、猟友会とも連携し、ハンター育成や生活圏への侵入防止対策を講じるなど、人的被害を出さないよう徹底した対策を講じてまいります。

林業の振興については、森林環境譲与税の活用による森林整備の推進、人材育成・担い手確保、木材利用の促進、木育等の普及啓発に努め、森林整備を計画的かつ効率的に推進してまいります。

観光については、令和5年6月に北海道白滝遺跡群出土品が日本最古の国宝に指定されたことから、名実ともに「遠軽町の宝」となりました。日本最大級の埋蔵量と良質な黒曜石の原産地である白滝ジオパークとともに全国に発信し、この古代から未来へと語り継がれるであろう独特の文化を守り続け、観光客が遠軽町を訪れるコンテンツの一つとして発展させてまいります。

遠軽町には、「見てみたいもの」として、黒曜石ややまびこの滝、コスモス園が、「体験したいもの」として、ジップラインやサマーゲレンデが、「遊んでみたいもの」として、いこいの森やちゃちゃワールドがあり、「食べてみたい飲んでみたいもの」として、白滝じゃがやアスパラによっき〜ず、じゃがビール、ジビエなどがあり、これらを使った料理も堪能できます。そして、「ゆったりしたいところ」として、生田原温泉ノースキングや、丸瀬布やまびこ温泉、マウレ山荘などがあります。これらの観光資源を有機的に結びつけることで、話題性のある特色を強みとし、道内はもちろん、国内外に観光情報を発信するとともに、さらなる交流人口の増加と、オホーツクの玄関口としての遠軽町をアピールしてま

います。

雇用の創出及び地域経済の発展に不可欠な企業振興の促進については、工場等の設備拡張を支援する遠軽町企業振興促進条例及び小売店舗等の近代化を支援する遠軽町商工業振興条例の適用期限が、来年3月末となっていることから、さらなる商工業の発展を目指し、期限の延長も含め検討してまいります。

また、遠軽町中小企業融資条例に基づく運転資金及び設備資金の融資利子補給事業についても、引き続き実施し、企業経営の安定化を図ってまいります。

特産品等開発支援事業については、地域ブランドの創造と地域経済活性化につながる取組として、引き続き、創意と工夫を重ねながらチャレンジする事業者を支援し、商工業及び観光振興の発展を目指してまいります。

また、就業機会の拡大や人材の確保を図るために実施しております大型自動車等の運転免許の取得に対する助成についても、引き続き実施してまいります。

町営住宅の整備については、「遠軽町町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な建て替えを進めるとともに、既存住宅の改修など利便性の向上や長寿命化を図ってまいります。

町道及び河川については、日々のパトロールによる適切な維持管理に努め、老朽化が進む橋梁等は、「遠軽町橋梁長寿命化計画」に基づき、定期的に点検を実施するとともに、計画的な整備を継続し、災害に強いまちづくりを図ってまいります。

都市計画については、旭川・紋別自動車道を柱とする高規格道路網整備の進捗及び将来の人口動向を考慮して、「都市計画マスタープラン」を見直すとともに、「立地適正化計画」を策定し、効率的で持続可能なまちづくりを進めてまいります。

水道事業については、水道水の安定供給に向け、施設の更新と耐震化を図ってまいります。

下水道事業については、これまで遠軽地区広域組合が担ってきたし尿処理事業が、処理施設の老朽化に伴い継続することが困難となったため、下水道広域化推進総合事業によるし尿受入施設整備を進め、下水処理センターにおいて、下水道事業以外の汚水を効率的に共同処理することにより、安定した事業運営を図るとともに、衛生的な生活環境を守ってまいります。

なお、下水道に接続できない地区については、個別排水処理事業により浄化槽を設置し、快適な生活環境の整備及び河川等の水質保全を推進してまいります。

また、今年度は、北海道内において初めて線上降水帯による浸水被害が発生するなど、異常気象による自然災害が多く見られ、今後も全国各地で発生するものと思われことから、雨水、浸水対策として管渠整備を進めていくとともに、施設の更新及び耐震化を図ってまいります。

これらにより、遠軽町全域の住環境及びインフラ整備の充実を図り、より安全で安心な住みよいまちづくりを計画的に進めてまいります。

二つ目の「だれもが安心して暮らせる愛情あふれるまちづくり」については、お年寄りや

障がいをお持ちの方、子どもを産み育てる方など、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

子育て支援については、「子育て世代包括支援センター」として、子育て支援事業と母子保健事業との連携を強化してまいります。さらに児童福祉部門の連携強化、切れ目ない対応など相談支援体制の強化を図り、「こども家庭センター」の設置を目指してまいります。

今後も子育て支援策を強化し、子育て世代のニーズに合わせた、子育てのしやすい、誰もが安心して暮らせるまちにまいります。

老人福祉関係については、住み慣れた地域で安心した生活を続けることができるよう、住まい、医療、介護及び予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・進展に向け取り組むとともに、地域の各種サービスや人的資源を活用し、関係機関と連携しながら、継続的な支援体制を進めてまいります。

障害福祉関係については、障がいの有無にかかわらず、個人として尊重される地域共生社会の実現を目指します。

産婦人科医をはじめとする医師不足については、地方共通の課題であり、引き続き、地方にも医師が来てくれるよう、遠軽地区地域医療対策連携会議等と連携し、医師募集に取り組むとともに、これまで国、道に働きかけてきた医師偏在問題への対策に、国が応える動きがありますので、今後の動向に期待するところです。

防災対策については、中央幹線排水路の放水路や清川浄水場の滞水地「えんため〜」を整備するなど、さまざまな対策を講じてきたところでありますが、道内でも先駆的な訓練として高い評価を得ている、関係機関と連携した災害対策図上訓練並びに総合防災訓練を引き続き実施し、住民の生命や生活を守り、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

また、災害時の対策本部としての役割も持った役場庁舎と遠軽地区広域組合庁舎を一体化した新庁舎の建設は、現在の庁舎が耐震基準を満たしていないため、震災時には消防緊急車両の出動も困難となる可能性もありますが、町民の皆様の安全と安心を最優先に考え、人にも環境にも優しい庁舎を目指して、現在着々と工事が進んでおり、この新庁舎が地域の安心を支える拠点となるよう進めてまいります。

ごみ処理の充実については、広域的なごみ処理事業を推進し、令和6年4月には、遠軽地区広域組合による新たなリサイクルセンターが稼働し、さらに新たな最終処分場についても整備を進めており、今後においても、持続可能な循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化、再利用・再資源化を進めてまいります。

三つ目の「教育と文化・スポーツ振興による未来につなぐまちづくり」については、人が輝き、文化が息づき、スポーツが人々に喜びを与えるまちづくりを進めてまいります。

子どもたちの教育では、子どもが安全安心に学習できる環境整備に努め、学校、家庭、地域との連携を図りながら、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの生きる力と郷土を愛する心を育ててまいります。

小中学校においては、教材教具の整備など教育環境をさらに整え、教育力の向上を図ってまいります。

また、地域の教育力を維持するためには、遠軽高等学校の5学級を維持することが重要であり、同校の魅力化のための下宿費等の助成は、町への移住にもつながっているところであり、引き続き実施してまいります。

芸術・文化については、小中学校から一般まで幅広い世代による吹奏楽が町の文化として根づいていることが、本町の大きな特徴となっていることから、遠軽町芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」を拠点として、芸術・文化活動や発表の機会、交流の場の充実や中心街のにぎわい創出を進めてまいります。

スポーツについては、各体育団体と連携して、スポーツ教室や大会の開催など、参加機会の充実を図るとともに、大会や合宿の受入体制を充実させ、教育の一環としての体育活動の振興と交流人口の拡大に努めてまいります。

四つ目の「町民と行政が一体となるみんなで創るまちづくり」については、情報の共有が基盤となることから、SNSなども活用しながら、まちづくりに関する情報を町民の皆様へ発信し、協働のまちづくりを進めてまいります。

また、各種計画を策定する際などに、町民の皆様の参加を求めるなど、町政に町民の意見を反映するよう努め、町民と行政が一体となる「ワンチーム」のまちづくりを目指してまいります。

行政改革については、常に変革する社会情勢や地域の課題、町民ニーズ等に柔軟に対応することのできる持続可能な自治体運営の確立を目指し、行政サービスの向上や事務事業の効率化などを進めるとともに、合併前の厳しい財政状況に二度と戻ることのないよう、公共施設の統廃合等について、皆様の意見をお聞きしながら取り組んでまいります。

次に、地域にとりまして、JR石北本線の存続問題は、将来にわたる大変重要な問題であります。オホーツク管内は、北海道の第一次産業を牽引しており、日本の食料供給基地の観点からも重要な役割を担っております。JR石北本線は、人のみではなく、オホーツクの農産物を日本中へ運ぶ路線であるとともに、道央圏とを結ぶ北海道の横串となる重要な鉄路であります。オホーツク管内の第一次産業を守るためにも、また、経済をはじめ地域全体の衰退を招かないためにも、引き続き関係団体と連携し、JR石北本線の存続に全力を尽くしてまいります。

五つ目の「自衛隊駐屯地とともに発展するまちづくり」については、現在、少子化による若年人口層の減少を背景に、陸上自衛隊の定員と実員とは大きく乖離しており、特に遠軽を含む道北・道東の駐屯地では、厳冬、積雪など過酷な環境下であることも加わり、道内の他の駐屯地と比しても、定員充足率が大変低い状況にあることから、北の守りや災害発生時の対応を懸念しているところであります。

このことから、町の経済、教育、医療、地域活動を支えるとともに、災害出動など、遠軽町のみならず、近隣市町村にも欠かすことのできない遠軽駐屯地の存置活動並びに隊員の

処遇改善については、今後も最重要課題の一つとして、積極的に活動するとともに、さまざまな取組を支援してまいります。

以上、私の考えるまちづくりの一端を申し上げます。

これらの産業政策、福祉・医療政策、教育政策、自衛隊や財政に関する政策は、国などの政策とも互いに連携しており、複雑な方程式となって、町の雇用、経済、人口にも影響してきます。また、町を守り、発展させるためのさまざまな政策、施策を実行するためには、将来にわたり持続可能な財政基盤をしっかりと確立していかなければなりません。私は、これまで以上に、行財政改革を最重要テーマとして、これらの政策、施策をバランスよく実行し、先人から引き継いだ「ふるさと遠軽」を守り、発展させるため、責任と決断を持ち、全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様、議員の皆様のご理解と御協力を心からお願い申し上げます。

次に、令和7年第4回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、8月23日から9月28日にかけて、埋蔵文化財センターで開催した企画展「北の大地の国宝～時を超えた人々の想い～」についてです。本展は、遠軽町合併20周年、北海道白滝遺跡群出土品国宝指定2周年、そして、函館市国宝土偶発見50周年を記念して企画したもので、遠軽町が所有する国宝「北海道白滝遺跡群出土品」と函館市が所有する国宝「中空土偶」のレプリカを併せて展示し、多くの来場者に歴史の魅力を伝える機会となりました。

次に、9月7日に遠軽町合併20周年記念「太陽の丘コスモスフェスタ2025」が盛大に開催されました。今年もファミリー層をターゲットに、ダンスショーを中心とした構成であり、来場者数は4,300人に上りました。見頃の花畑を背景に、子どもたちが華麗なダンスを披露し、会場全体が大いに盛り上がりを見せていました。

次に、10月2日に、遠軽町合併20周年記念式典及び講演会を遠軽町芸術文化交流プラザで執り行いました。合併20周年という大きな節目の式典には、合併に御尽力された皆様をはじめ約300人の方々に御臨席いただき、映像等でこの20年の歩みを共有いたしました。続く講演会では、総務省地方財政審議会会長、小西砂千夫氏、総務省自治財政局財務調査課長、藤原俊之氏、北海道大学公共政策大学院教授、今井太志氏をお招きし、「合併20年の遠軽町とこれからのまちづくり」をテーマに、未来への貴重な御示唆を賜りました。

4町村の合併は、危機的な財政状況と、人口減少・少子高齢化の進展によるものでした。財政の危機は脱したものの、真に足腰の強い町を築く挑戦は、今まさに道半ばです。この20周年を新たな出発点とし、遠軽町がオホーツクの第一次産業を「医療」と「教育」で支え、さらにそれらを支える地域に深く根差した「自衛隊」のトライアングルを重要な核としながら、町全体が「ワンチーム」となり、強固な財政基盤を築き上げ、人口減少社会に立ち向かっていく所存であります。

また、未来への象徴として、公募による新しいカントリーサインをお披露目し、11月2

0日には町内7か所に設置されました。4地域の魅力が融合したこのデザインが、新たな町の顔として末永く愛されることを願っております。

次に、防災についてであります。10月5日に遠軽町総合防災訓練を旧遠軽小学校で実施しました。本訓練は、災害時における町と関係機関による連携や住民の防災意識の高揚などを目的として、隔年で実施しています。本年の訓練は、大規模な水害を想定し、自衛隊、警察、消防などの関係機関と地域住民ら総勢約500人が参加する中、水道及び電気の復旧や倒壊家屋からの負傷者の救助、焚き出しなどの訓練を実施し、災害時の対応を再確認しました。今後も、関係機関と連携を密にし、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、10月12日に山形市で開催された東日本学校吹奏楽大会に東小学校が出場し、2年連続の金賞を受賞しました。同大会は小学生の吹奏楽コンクールの最高峰であり、8月に行われた北海道吹奏楽コンクールで代表校に選ばれた東小学校は、大舞台の中、練習の成果を発揮し、見事金賞に輝いたものであります。

このほか、11月22日及び23日に大阪市で開催された全日本マーチングコンテストに、遠軽中学校及び遠軽高等学校が北海道代表として出場しております。

また、9月に行われた全国高等学校ラグビーフットボール大会北北海道大会では、遠軽高等学校が3年連続13回目の全国大会である「花園」の出場権を獲得しております。

これら児童生徒の活躍により、全国に遠軽をPRし、町民に大きな誇りを与えていただきましたことに心から感謝を申し上げますとともに、その努力を称えたいと思います。町としましては、引き続き可能な限りの支援を継続し、教育の充実を図りつつ、子育て支援に努めてまいります。

次に、新庁舎建設工事についてであります。本工事は、令和5年12月に契約を締結し、来年3月10日までを工期としておりましたが、作業全般において深刻な人手不足が発生していることなどから、工期の延長を余儀なくされ、来年6月30日までに工期を延長することといたしましたので、御報告いたします。

なお、この工期延長に伴う契約金額の変更は生じないものであります。

また、工期延長も踏まえた新庁舎の供用開始日は、当初予定をしていた来年7月21日といたしますので、併せて御報告させていただきます。

次に、要望関係についてであります。10月24日、オホーツク圏活性化期成会の秋季要望として、北海道及び北海道議会議員に対し、地域の懸案事項について要望を行ってきました。

11月6日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、防衛省及び国会議員に対し、北海道の自衛隊の体制強化、自衛官の処遇改善及び地域コミュニティとの連携についての要望を、また、11月12日には、留萌市、名寄市など道北・道東の5個駐屯地所在市町村長とともに、財務省に対し、陸上自衛隊の隊員の処遇改善に関する要望を行ってまいりました。

11月26日には、陸上自衛隊存置期成会として、遠軽駐屯地及び第2師団司令部に、11月28日には、北部方面総監部に、12月1日及び2日には、中央要望として、防衛省及び国会議員に対し、駐屯地の存置並びに部隊増強や隊員の処遇改善について要望を行ってまいりました。

また、道路整備については、11月6日には、遠軽北見道路整備促進期成会として、11月13日には、高規格道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、関係省庁及び国会議員に対し、道路の整備促進や防災・減災、国土強靱化に必要な道路予算の確保などについて要望を行ってまいりました。

高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要であり、早期の全線開通に向け、今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町財政計画を定めることについては、遠軽町議会基本条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定については、遠軽高等学校学生寮を設置するため、条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町埋蔵文化財センター等の休館日の見直しに伴う関係条例の整備については、施設の年間を通じた利用向上を図ることを目的に、休館日を変更するため、条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町立学校設置条例の一部改正については、令和9年3月31日をもって、遠軽町立白滝中学校を廃止するため、条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町体育施設条例の一部改正については、施設の老朽化及び利用者の減少に伴い、丸瀬布水泳プールを廃止するため、条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正については、児童福祉法第8条第3項の規定による意見聴取を遠軽町子ども・子育て会議において行うため、条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第9号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、連携施設経過措置の延長などに関する措置を講じるため、条例を定めるものです。

議案第10号工事請負契約の変更契約の締結については、令和7年度遠軽小学校大規模改修工事（機械設備）について、議会の議決を求めるものです。

議案第11号から議案第19号までの財産の取得については、新庁舎の備品について、議会の議決を求めるものです。

議案第20号指定管理者の指定については、生田原コミュニティセンター「ノースキン

グ」の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第21号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金、諸収入、町債を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積み立てするものです。

歳出については、遠軽高等学校生徒用下宿施設建設に伴う消耗品費、ふるさと納税寄附金の増加に伴う経費、バス路線確保に係る補助金、物価高騰対応として、遠軽高等学校通学者受入下宿の食材費支援金及び学校給食賄材料費、私立認定こども園の保育士業務負担軽減等に係る補助金、上水道事業繰出金、緊急銃猟の実施に必要な経費、クロスカントリースキー大会負担金、北海道宿泊税導入に伴うキャンプ場予約管理システム改修業務委託料、奥白滝駅天狗平線災害復旧工事などを計上したところです。

また、債務負担行為として、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補給及び生田原コミュニティセンター指定管理料の期間及び限度額を設定するものです。

議案第22号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修業務委託料、令和6年度保険給付費等交付金普通交付金等の確定に伴う精算返還金を計上したところです。

議案第23号令和7年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修業務委託料、後期高齢者医療広域連合保険料負担金を計上したところです。

議案第24号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料などを計上したところです。

議案第25号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）については、財源の振替です。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

◎日程第4 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものがあります。

1の遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、岩崎正敏様、片平

俊治様であります。

なお、住所、寄附金額及び目的は、それぞれ記載のとおりであります。

2の遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、遠軽電機株式会社様であります。

なお、住所、寄附金額及び目的は記載のとおりであります。

以上、3件の社会功労につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第5 議案第2号遠軽町財政計画を定めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第2号遠軽町財政計画を定めることについて説明いたします。

遠軽町財政計画を別紙のとおり定めることについて、遠軽町議会基本条例第11条第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

別紙をお開き願います。

1、計画の目的につきましては、この計画は、財政状況の現状及び将来の財政収支の長期的な見通しを明らかにし、計画的かつ効率的な財政運営を行うための指標を定めることにより、将来の財政運営の健全性を確保することを目的とするものです。

2、概要につきましては、本町の財政状況のほか、課題を踏まえ、第3次遠軽町総合計画に基づく事業の実施を基本とし、財政状況を客観的に判断するための指標及び基準を定め、住民生活の安定と向上を図り、将来の財政運営の健全性を確保するものです。

3、基本事項につきましては、1点目の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間。

2点目の対象会計は、一般会計とするものです。

3点目の対象基金は、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金とするものです。

4点目の推計方法につきましては、財政収支は、令和2年度から令和6年度までの決算額を基に推計し、基金残高は、決算額との整合性を図るため、5月31日現在の現在高を基に財政収支で推計された繰入金及び積立金から推計するものです。地方債残高は、令和6年度末の現在高を基に財政収支で推計される地方債及び公債費から推計するものです。財政状況判断指標は、推計された財政収支等を基に推計するものです。

次のページをお開き願います。

財政収支の項目別の推計方法につきましては、歳入の町税から地方譲与税まで及び歳出の人件費からその他の支出までの各項目について、過去の実績等からそれぞれ記載のとおり推計したものです。

次のページを御覧ください。

5点目の財政状況を判断するための指標につきましては、実質公債費比率は財政規模に対する地方債償還額の割合、将来負担比率は財政規模に対する地方債等負債額の割合により財政状況を判断するものです。

6点目の財政状況を判断するための指標の基準につきましては、財政への健全化を確保するため、それぞれの指標に基準を設けて財政状況を分析するもので、実質公債費比率は、地方債の発行に総務省の許可が必要となる地方債許可団体の移行基準の18%から、財政推計を踏まえ、2%減じた16%以下に、将来負担比率は、財政状況等の説明聴取対象基準の200%以上から、財政推計を踏まえ、100%を減じた100%未満とするものです。

7点目の計画の見直しにつきましては、社会経済環境の変化に伴い、国の財政政策の変更が行われることで、税収や地方交付税の減収など、財源構造に大きな変更が生じ、財政状況判断指標に大きな影響を与える場合には、財政状況を的確に把握し、財政運営に与える影響を総合的に判断した上で、計画の適切な見直しを行うものです。

次のページをお開き願います。

4、財政の見直しにつきましては、2ページの推計方法に基づき、令和8年度から令和17年度までの10年間の財政収支、基金残高、地方債残高及び財政状況判断指標を推計したものです。

(1) 財政収支の歳入の主なものにつきましては、自主財源の町税は、令和8年度には20億9,000万円を見込んでいますが、生産年齢人口の減少等により、令和17年度には1億2,600万円減の19億6,400万円を推計しています。

繰入金は、毎年度積み立てた寄附金を後年度に実施する事業に充当するものを見込んでおり、令和8年度から令和12年度にかけて、庁舎の建設やホテルノースキングの改修などの大型事業の実施に伴う公債費の増加に対応するため増加しています。

その他の収入は、財産収入、寄附金、繰越金など、過去の実績等から推計したものであ

り、令和8年度の増加分は、消防庁舎建設に伴う遠軽地区広域組合からの負担金により10億5,900万円を見込んでおりますが、令和17年度には6億5,700万円と推計しています。

依存財源の地方交付税は、計画期間内における建設事業の財源とする地方債の借入れに伴う交付税算入分を見込み、推計しています。

地方債は、ホテルノースキングの改修のほか、総合体育館整備などの大型事業の実施に伴い、令和12年度にかけて増加していますが、令和17年度には17億7,800万円と推計しています。

歳入の総額は、令和8年度には181億1,600万円を見込んでいますが、令和17年度には22億8,000万円減少し、159億800万円と推計しています。

次に、歳出の主なものにつきましては、義務的経費の人件費は、各種委員や会計年度任用職員等の報酬について、計画期間における各選挙、各調査などから推計するとともに、職員の給料等については、定年引上げ等を考慮した職員数から推計し、令和8年度には21億8,100万円を見込んでいますが、令和17年度には2億2,400万円減少し、19億5,700万円と推計しています。

公債費は、過去に借り入れた地方債及び計画期間中に予定する建設事業の財源として借り入れる地方債から推計しており、令和8年度に30億2,300万円を見込んでいますが、ノースキングの改修のほか、総合体育館整備などにより、令和17年度には3億4,300万円増加し、33億6,600万円と推計しています。

投資的経費の普通建設事業費は、第3次遠軽町総合計画の事業等から推計しており、令和12年度は総合体育館整備により、他の年度に比較して増加が見込まれるものです。

その他の経費の物件費は、令和8年度に33億8,700万円を見込んでいますが、公共施設の見直しによる施設の統廃合を進めることで、令和17年度には4億7,100万円減少し、29億1,600万円と推計しています。

歳出の総額は、令和8年度に178億7,200万円を見込んでいますが、令和17年度には24億2,400万円減少し、154億4,800万円と推計しています。

(2) 基金残高の主なものにつきましては、財政調整基金は、令和8年度に27億6,300万円を見込んでいますが、公債費の増加等により、令和17年度には5億500万円減少し、22億5,800万円と推計しています。

その他特定目的基金は、基金利子の積立てのほか、毎年度寄附金による積立てと各種事業への充当を見込み、推計しています。

残高の合計は、令和8年度には65億4,800万円を見込んでいますが、大型事業の実施などにより、令和17年度には24億2,500万円減少し、41億2,300万円と推計しています。

(3) 地方債残高につきましては、歳入の地方債及び歳出の公債費から推計しており、令和8年度は292億7,500万円を見込んでいますが、計画期間において、地方債の借入

れが償還額を下回ることから、令和17年度には71億5,300万円減少し、221億2,200万円と推計しています。

最後に、5点目の財政状況判断指標につきましては、推計した財政収支、基金残高及び地方債残高から算出するもので、実質公債費比率は、令和6年度決算では12%のところ、令和12年度には15.5%、令和17年度に15.6%と上昇しますが、3ページの本計画で定める指標の基準16%以下を下回っています。

将来負担比率については、令和6年度決算で33.8%のところ、令和12年度には95.4%と上昇し、令和17年度には79%と推計していますが、本計画で定める指標の基準100%を下回っています。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の早期健全化に取り組まなければならない早期健全化団体となる基準につきましては、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%とされており、本計画により推計した二つの指標は、基準を下回っていることから、健全性が確保された財政の見通しとなっているものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

前島議員。

○10番（前島英樹君） 1点質問させていただきます。

4ページにあります上段の、(1)財政収支の自主財源の使用料及び手数料なのですが、令和8年度に4億円、令和9年度から4億3,000万円から4億4,000万円程度で推移しているのですが、令和9年に3,000万円上がる、過去の実績から推計という御説明はあったのですが、こちらは令和9年度から使用料並びに手数料の増額増収というものを見込んでいるのかどうかお聞きいたします。それとも、ただ令和8年度がちょっと少ないという数字上の差異なのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 使用料、手数料の増額分でありますけれども、現在、行政改革推進計画に基づきまして、各種行革の取組を進めているところでございますが、その中では、使用料、手数料の見直しということも行っておりまして、来年度中に使用料、手数料の見直しの部分を精査した上で、進めていきたいと考えております。そういった数字を反映した上で、令和9年度増額しているというものでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

戸松議員。

○2番（戸松恵子君） 今後の大きなお金を使う予定として、ホテルノースキングと、あと総合体育館だということをお聞きしたのですけれども、令和17年度までに、それ以外に何か大きなものを今のところ計画はあるのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） この推計に当たっては、第3次総合計画に基づいて推計したものでありまして、その中では、今、戸松議員が言われたノースキング、それから総合体育館の整備、それ以外に大型事業というのは、その中には出ておりません。

以上です。

○2番（戸松恵子君） 分かりました。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町財政計画を定めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（杉本信一君） 日程第6 議案第3号遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大西企画課長。

○企画課長（大西公太君） 議案第3号遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定について御説明いたします。

本条例は、遠軽高等学校学生寮を設置するため、定めるものです。

次のページ、別紙を御覧ください。

条例名は、遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例とし、全14条の構成となっています。

第1条は、北海道遠軽高等学校の生徒の確保及び遠隔地のため自宅からの通学が困難である生徒の負担を軽減することを目的とし、遠軽高等学校学生寮を設置することを規定しています。

第2条は、名称及び位置に関する規定で、名称は遠軽高等学校学生寮、位置は遠軽町南町1丁目3番地189です。

第3条は、指定管理者による管理の規定で、第1項から3項を規定しています。

第4条は、指定管理者の業務を規定し、第1号から5号を規定しています。

第5条は、入寮の資格について規定しています。

第6条は、休寮日について規定し、ただし書きにより変更することができるよう規定しています。

第7条は、入寮の申請について規定しています。

第8条は、寮費について規定し、第1項から6項を規定しています。

第9条は、寮費の還付について規定しています。

第10条は、入寮者及びその保護者等の損害賠償義務について規定しています。

第11条は、退寮について規定し、第1号から3号を規定しています。

第12条は、退寮の届出について規定しています。

第13条は、一時帰宅について規定し、第1号から4号を規定しています。

第14条は、条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任することを規定しています。

附則として、第1項は、令和8年4月1日から施行する規定です。

第2項は、本条例の施行の日前になされた指定管理者の指定及びその他の行為並びに学生寮へ入寮するために必要な準備行為について、この条例の施行の日前においても行えることを規定しています。

次に、参考資料の1ページ、2ページは、条例第14条の委任規定によりまして、条例の施行に関し必要な事項として、遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例施行規則を定めるものです。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

白幡議員。

○4番（白幡隆一君） 質問いたします。

11月25日の総務・文教常任委員会の中で、この遠軽高等学校学生寮設置条例の説明を受けましたが、その中で、第5条の中身が、今回提出された内容が変わっております。変更された理由をお聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 大西企画課長。

○企画課長（大西公太君） ただいま御質問がありました第5条の入寮資格の変更でございますが、議員おっしゃいましたように、総務・文教常任委員会で御説明させていただいたときに、記載の内容、記載の方法について、もう少し詳しくしたほうがよろしいのではないかと御意見をいただいたところでございます。その際に、改めまして細部検討させていただいて、修正等あれば提案させていただくという形に基づきまして、このような表現に改めさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

前島議員。

○10番（前島英樹君） 同じく、第5条につきまして、質問させていただきます。

民生・経済常任委員会でも、「佐呂間町及び湧別町」という文言がなかったものですが、質問するのですが、まず、第1条の中で「遠隔地のため自宅からの通学が困難である」というふうにはっきりうたっているのですが、第5条においては、その文言がなくなって、要は「佐呂間町及び湧別町を除く遠軽町外」と明確に線引きがされております。ただ一つ

心配なのは、遠軽町内であっても、今後、やはり通学が困難である遠隔地というものも確かに存在すると思うのです。

例えば、これは可能性の話です。白滝地域の人が仮に、JRがなくなることは考えませんから、ダイヤ改正によって通学が困難になるという場合には、ただし書きが加わっているのですが、「町長が特に認めた場合」、そういうことも可能性があるのかどうか、この「町長が特に認めた場合」とは、どのようなケースが考えられるのかお聞きいたします。

○議長（杉本信一君） 大西企画課長。

○企画課長（大西公太君） ただいまの御質問でございます。

第1条で「遠隔地」というふうに書いておまして、第5条で具体的な町名を挙げた上での「町外」ということ、それとJR等のダイヤ改正により、白滝地域がもしもというお話でございますが、今この条例、今回提案させていただいた時点の社会情勢、今のJRのダイヤも含めた状態で当然考えてございます。そういったこともございまして、今今すぐ、JRのダイヤが変更するということまで含めた上で、こしらえたというわけではないわけです。

ただ、おっしゃるとおり、将来そういうことが絶対出てこないということはないかと思いますが、そういった場合は再度、どういうやり方がいいのかということを含めて判断、検討していくということになるかと思えます。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 前島議員。

○10番（前島英樹君） 状況に応じて変えていくということは、よく分かりました。

改めて、「町長が特に認めた場合」という、例えばどのようなケースなのか、もう1回。

○議長（杉本信一君） 大西企画課長。

○企画課長（大西公太君） すみません、回答が漏れておりました。

ここで書いていますのは、「町長が特に認めた場合」という文言でございますけれども、これは、ほかの条例等々も含めてではあります、読んで字のごとしと言いますか、町長が認めれば何でもということでは、当然にしてございません。その条例の本旨と言いますか、趣旨がございまして、そういったものに当てはめて考えた中で、さらに、さまざまなことを総合的に判断した中で、これは特に認めるべきだろうというふうに、その当時判断した段階によって、なるというようなものであろうかと思っております。

それなので、その時々状況に応じて内容が変わるのかなというふうに思っておりますので、今この場で、具体的なものとして何か用意しているというものではございません。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

佐藤議員。

○14番（佐藤昇君） 条例は直接関わりないのですけれども、寮の運営などについて聞いてよろしいですか、駄目であれば別の機会にしますが。

○議長（杉本信一君） あくまで、条例に対する質問ですから。

○14番（佐藤 昇君） 寮の運営に関して、それは駄目だということであれば、後で聞きます。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号 遠軽町遠軽高等学校学生寮設置条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

11時20分まで休憩とします。

午前11時04分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

◎日程第7 議案第4号

○議長（杉本信一君） 日程第7 議案第4号遠軽町埋蔵文化財センター等の休館日の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 議案第4号遠軽町埋蔵文化財センター等の休館日の見直しに伴う関係条例の整備について御説明いたします。

本案は、施設の年間を通じた利用向上を図ることを目的に、休館日を変更するため、提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町埋蔵文化財センター等の休館日の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例であります。

この条例は、全3条の構成となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページ、参考資料を御覧願います。

第1条関係は、遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部改正でありまして、第5条第1項ただし書きを削り、同項第1号を「火曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）」に改め、同項第3号を削るものであります。

第2条関係は、遠軽町図書館条例の一部改正でありまして、第4条の表、白滝図書館の項中「1 土曜日、日曜日及び祝日法による休日（5月1日から10月31日までの期間を除く。）」を「1 火曜日。ただし、その日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。」に改めるものであります。

2ページをお開き願います。

第3条関係は、遠軽町白滝ジオパーク交流センター条例の一部改正でありまして、第5条第1項ただし書きを削り、同項第1号を「火曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）」に改め、同項第3号を削るものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町埋蔵文化財センター等の休館日の見直しに伴う関係条例の整備についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（杉本信一君） 日程第8 議案第5号遠軽町立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第5号遠軽町立学校設置条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、令和9年3月31日をもって遠軽町立白滝中学校を廃止するため、提案するものであります。

本案の提出に当たりましては、令和7年11月10日付で、白滝地域義務教育学校設置推進委員会及び白滝小中学校保護者と教職員の会の連名で、白滝地域の学校の在り方に関する要望書の提出があったところであります。

令和4年10月に発足された当委員会は、白滝地域に義務教育学校の設置を要望するとともに、研究・協議を進め、また、保護者などとも協議を重ねてきた結果、白滝地域の生徒数減少や、それに伴う教職員の減員などにより、特に、白滝中学校単独では、教育環境の維持が困難だと判断され、令和8年度末で白滝中学校を閉校し、令和9年度から丸瀬布中学校に統合することや、白滝小学校の存続など、今後の白滝地域の学校の在り方について要望があったところであります。

また、丸瀬布地域においても、令和5年3月に義務教育学校の設立に関する要望書の提出があったところでありますが、このたびの白滝地域の検討結果が望ましいとの結論に至り、要望書の取下げの申出を受けているところであります。

町といたしましては、両地域の意見を尊重し、白滝中学校を丸瀬布中学校に統合することが適当と判断したところであります。

それでは次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町立学校設置条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料を御覧願います。

別表第2は、中学校の名称及び位置となっており、同表から、遠軽町立白滝中学校の項を削るものであります。

前のページ、別紙に戻っていただき、附則として、この条例は、令和9年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町立学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（杉本信一君） 日程第9 議案第6号遠軽町体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中南社会教育課長。

○社会教育課長（中南秀隆君） 議案第6号遠軽町体育施設条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、施設の老朽化及び利用者の減少に伴い、丸瀬布水泳プールを廃止するため、遠軽町体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町体育施設条例の一部を改正する条例でありまして、遠軽町体育施設条例の一部を次のように改正するものです。

改正の内容は、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

遠軽町体育施設条例（抜粋）新旧対照表でありまして、開設期間等、第6条第1項の表中、名称「安国水泳プール、丸瀬布水泳プール」を名称「安国水泳プール」に改め、別表第1（第2条関係）、名称及び位置について、名称「丸瀬布水泳プール」、位置「遠軽町丸瀬布新町94番地2」を削るものであります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、本条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町体育施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（杉本信一君） 日程第10 議案第7号遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改

正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） 議案第7号遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正について説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法第8条第3項の規定による意見聴取を遠軽町子ども・子育て会議において行うため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開きください。

遠軽町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例です。

改正の内容については、次のページの参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、お開きください。

「所掌事務。第2条、会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。」を、「所掌事務。第2条、会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。第1号、法第72条第1項各号に掲げる事務。第2号、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する事項の調査審議」に改めるものです。

別紙に戻っていただき、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号及び日程第12 議案第9号

○議長（杉本信一君） 日程第11 議案第8号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第12 議案第9号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） 議案第8号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、連携施設経過措置の延長、保育内容支援に係る連携施設の見直し、代替保育に係る連携施設の見直しに関する措置を講じるため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開きください。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容については、次のページの参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、お開きください。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「第42条第3項」に改め、第42条第1項中「この項から第5項まで」を「この項から第7項まで」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、次のページに移りまして、第1項の次に「第2項、町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことをすることができる。第1号、特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。第2号、次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。ア、特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。イ、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。第3号、前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。」を加え、第2項を第4項とし、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を「第1号、特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。ア、特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。イ、代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。第2号、町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。」に改め、第3項を第5項とし、同項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次

の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものという。」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、第4項から第9項を第6項から第11項に改め、附則第5項中「10年」を「15年」に改めるものです。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第9号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、連携施設経過措置の延長、保育内容支援に係る連携施設の見直し、代替保育に係る連携施設の見直しに関する措置を講ずるため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開きください。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例です。

改正の内容については、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、お開きください。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、第1項の次に「第2項、町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。第1号、家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。第2号、次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。ア、家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること。イ、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。第3号、前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業者を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものという。」を加え、第2項を第4項とし、同項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を「第1号、家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。」

次のページになりまして、「ア、家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれ

それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。イ、代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。第2号、町長が、家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。」に改め、第3項を第5項とし、同項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。」に改め、同項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、第4項を第6項に、第5項を第7項に改め、附則第4項中「10年」を「15年」に改めるものです。

別紙に戻っていただき、附則としてこの条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第8号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号遠軽町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長(杉本信一君) 日程第13 議案第10号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長(田村明彦君) 議案第10号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

給食棟空気調和設備工事の追加による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和7年度遠軽小学校大規模改修工事(機械設備)であります。

契約金額は、変更前5,758万5,000円、変更後6,697万9,000円であります。

契約の相手方は、サトウ・浅野特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町西町2丁目8番地、有限会社サトウ熱器、代表取締役、佐藤好生。構成員は、遠軽町大通北2丁目、有限会社浅野鉄工場、代表取締役、白井寅三郎であります。

この工事につきましては、4月28日、7者による指名競争入札を行った結果、サトウ・浅野特定建設工事共同企業体が落札者となり、5月13日から着工、令和8年2月27日の完成を予定しているところでありますが、設計変更に伴い、契約金額を変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

山本議員。

○8番(山本悟君) この提案理由ですが、給食棟空気調和設備工事の追加というふうになっています。この時期も、来年の2月27日に完成する予定にもかかわらず、この時期追加事業ということになっているのですが、この内容はどのようなことでしょうか。

○議長(杉本信一君) 堂前総務課長。

○総務課長(堂前政好君) 御質問にお答えいたします。

工事の変更の事業内容という御質問かと思いますが、給食棟の空気調和設備工事の追加ということでもありますけれども、遠軽小学校給食棟のエアコンの室外機が故障したという

ことで、当初、工事では予定していなかったものでありますが、緊急的に室外機の更新を追加する必要が生じたことから、今回、変更契約という形で、金額につきましては939万4,000円を追加という形で、議案を提出するものでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 山本議員。

○8番（山本悟君） エアコンの室外機の更新ということですが、その939万円、ちょっと金額が大きいと思うのですが、その内訳を教えてください。

○議長（杉本信一君） 内野経済部長。

○経済部長（内野清一君） ただいま、室外機の工事の内容についての御質問ですので、建設課を所管している経済部から説明させていただきますが、この室外機1台で、給食棟の中にあります下調理室3基、それから配膳室1基、それから食品庫1基、それから本調理室2基、それから洗浄室1基、合計8台分のエアコンをまとめるかなり大きな室外機ということで、これで冷房とそれから暖房と両方を担う大型の室外機ということで、この金額となっております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（杉本信一君） 日程第14 議案第11号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第11号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、ビジネスフォン一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、ビジネスフォン主装置1台、無停電電源装置1台、多機

能電話機268台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は2,541万円であります。

取得の相手方は、遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社、代表取締役、乾淳であります。

この財産の取得につきましては、11月13日、5者で指名競争入札を行った結果、遠軽電機株式会社が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和8年7月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表1に記載しておりますので、御参照を願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（杉本信一君） 日程第15号 議案第12号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第12号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、平デスクほか一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、平デスク242台、両袖デスク1台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は2,238万5,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町大通南4丁目2番地5、合資会社計文堂、代表社員、和田修であ

ります。

この財産の取得につきましては、11月13日、9者で指名競争入札を行った結果、合資会社計文堂が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和8年7月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表2に記載しておりますので、御参照願います。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（杉本信一君） 日程第16 議案第13号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第13号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、デスクワゴンほか一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、デスクワゴン230台、プリンタワゴン7台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は2,142万8,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町大通南2丁目1番地19、山崎産業株式会社、代表取締役、山崎浩典であります。

この財産の取得につきましては、11月13日、9者で指名競争入札を行った結果、山崎産業株式会社が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和8年7月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表3に記載しておりますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長（杉本信一君） 日程第17 議案第14号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第14号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、チェア243台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は1,835万9,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町丸瀬布中町14番地、株式会社イチマル、代表取締役、谷口寿康であります。

この財産の取得につきましては、11月13日、9者で指名競争入札を行った結果、株式会社イチマルが落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和8年7月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表4に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長(杉本信一君) 日程第18 議案第15号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長(田村明彦君) 議案第15号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、キャビネット145台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は2,706万円であります。

取得の相手方は、遠軽町大通北1丁目2番地41、有限会社毛利ラジオ店、取締役、市田新二であります。

この財産の取得につきましては、11月13日、9者で指名競争入札を行った結果、有限会社毛利ラジオ店が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和8年7月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表5に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第15号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第16号

○議長（杉本信一君） 日程第19 議案第16号財産の取得についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第16号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、スライドキャビネット9台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は1,890万9,000円であります。

取得の相手方は、遠軽町大通北10丁目2番地23、株式会社キグレ管財、代表取締役、朝長賢一であります。

この財産の取得につきましては、11月13日、9者で指名競争入札を行った結果、株式会社キグレ管財が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和8年7月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表6に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより質疑を行います。

渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） 単純にお伺いします。1台お幾らですか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木浩君） スライドキャビネット9台、1,890万9,000円でございますけれども、物の購入費の値段のほかに、据付費ですとか、搬入費、そういったものの経費も含んだ合計の金額がこの金額となっております。当然、設計の段階では、1台当たり幾らということで算出した上で、入札にかけておりますけれども、この応札額が、1台何円に当たるかという部分につきましては、それを割り返すとか、そういった手法を取らなくてはいけないこととなりますので、今現在、押さえてはおりません。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 渡辺議員。

○7番（渡辺清夏君） 1台が幾らか、きちんと搬入だったり取付費用とか、そういったものがここで出せないけれども、9台の金額は出せているということですか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木浩君） 指名競争入札に当たりましては、9台を購入して、指定の場所に納めていただくと、それに対する手数料も込みで設計していると、その総体の金額が幾らになりますかということで競争入札をかけているわけです。その金額が、この1,890

万9,000円ということで、一番安かった金額ということになりますので、その内訳として、当然1台当たり何ぼということは当然出てはきますけれども、それは、設計額で私たちが考えた金額から割り返すなどの方法を取れば算出することはできますけれども、今現在、この場では押えてはおりません。

以上です。

(発言する者あり)

○議長(杉本信一君) 休憩します。

午前11時57分 休憩

午前11時57分 再開

○議長(杉本信一君) 再開します。

渡辺議員。

○7番(渡辺清夏君) 分かりました。

○議長(杉本信一君) ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第16号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号

○議長(杉本信一君) 日程第20 議案第17号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長(田村明彦君) 議案第17号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、ロッカーほか一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、ロッカー91台、荷物トレイ4台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は1,364万円であります。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社、代表取締役、加藤幸徳あります。

この財産の取得につきましては、11月13日、9者で指名競争入札を行った結果、イト電商事株式会社花落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和8年7月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表7に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第17号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩とします。

午前11時59分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

◎日程第21 議案第18号

○議長（杉本信一君） 日程第21 議案第18号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第18号 財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、アームチェアほか一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、アームチェア11台、テーブル8台、デスク5台、チェア5台、ロッカー3台であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は1,174万8,000円であり
ます。

取得の相手方は、遠軽町岩見通南2丁目2番地20、有限会社菊地、代表取締役、菊地勝
巳であります。

この財産の取得につきましては、11月13日、9者で指名競争入札を行った結果、有限
会社菊地が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和8年7月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入
札等状況の一覧表8に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これより、議案第18号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第19号

○議長（杉本信一君） 日程第22 議案第19号財産の取得についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田村総務課契約担当課長。

○総務課契約担当課長（田村明彦君） 議案第19号財産の取得について御説明いたしま
す。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に
より、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、ワークデスクほか一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、ワークデスク24台、チェア26台、ベンチ4台であり
ます。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は1,096万7,000円であり
ます。

取得の相手方は、遠軽町生田原584番地、亀田商店、亀田光次であります。

この財産の取得につきましては、11月13日、9者で指名競争入札を行った結果、亀田

商店が落札者となり、同日、仮契約を締結しております。

納期は、令和8年7月10日であります。

なお、入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表9に記載しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第19号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため、暫時休憩します。

午後 1時03分 休憩

午後 1時04分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

◎日程第23 議案第20号から日程第26 議案第25号まで

○議長（杉本信一君） 日程第23 議案第20号指定管理者の指定について、日程第24 議案第21号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）、日程第25 議案第24号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第26 議案第25号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第20号指定管理者の指定について説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、遠軽町生田原コミュニティセンター「ノースキング」であります。

指定管理者は、遠軽町生田原871番地4、株式会社生田原振興公社、代表取締役、杉本一幸であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間であります。

次のページ、参考資料を御覧ください。

1、公の施設の名称及び2、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は記載のとおりです。

業務につきましては、アからオまであり、生田原コミュニティセンターの維持管理に関する業務、運営に関する業務、使用の許可に関する業務、使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、そのほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務となります。

指定の期間は、令和8年度から大規模改修を行うことにより、施設の管理運営に多大な影響が見込まれるため、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間であります。

指定管理料は、令和8年度1年間で7,987万7,000円であります。

選定に当たりましては、指定管理者選定委員会において、提出された申請書を審査したところであり、選定結果の非公募とした理由につきましては、株式会社生田原振興公社は、当該施設を管理運営するために、本町が出資して設立した団体であり、これまでの管理実績などから、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成されることが見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由につきましては、申請書の内容を審査した結果、生田原コミュニティセンターの設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、株式会社生田原振興公社を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第21号令和7年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)について説明いたします。

令和7年度遠軽町一般会計補正予算(第6号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,768万円を追加し、歳入歳出予算の総額を240億655万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費は、「第2表繰越明許費」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の追加は、「第4表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に473万7,000円を追加し、総額を13億4,917万6,000円とするものです。

16 款道支出金につきましては、2 項道補助金に 2 2 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 9 億 3, 9 4 8 万 7, 0 0 0 円とするものです。

18 款寄附金につきましては、1 項寄附金に 1 億 2, 7 9 9 万 8, 0 0 0 円を追加し、総額を 3 億 5, 2 3 3 万円とするものです。

20 款繰越金につきましては、1 項繰越金に 1, 6 2 2 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 億 6, 7 8 0 万 5, 0 0 0 円とするものです。

21 款諸収入につきましては、5 項雑入に 7 5 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 7 億 2, 3 9 1 万 6, 0 0 0 円とするものです。

22 款町債につきましては、1 項町債に 1, 8 9 0 万円を追加し、総額を 5 2 億 9, 8 8 0 万円とするものです。

これにより、歳入合計 2 3 8 億 2, 8 8 7 万 3, 0 0 0 円に 1 億 7, 7 6 8 万円を追加し、総額を 2 4 0 億 6 5 5 万 3, 0 0 0 円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2 款総務費については、1 項総務管理費に 1 億 4, 0 8 3 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を 8 8 億 3, 8 2 1 万 1, 0 0 0 円とするものです。

3 款民生費につきましては、1 項社会福祉費に 1 5 0 万 4, 0 0 0 円を追加、2 項児童福祉費に 6 3 0 万円を追加し、総額を 3 2 億 6 4 万 9, 0 0 0 円とするものです。

4 款衛生費につきましては、1 項保健衛生費に 2 6 0 万円を追加し、総額を 2 4 億 9, 1 1 1 万 2, 0 0 0 円とするものです。

6 款農林水産業費につきましては、1 項農業費に 4 万 6, 0 0 0 円を追加、2 項林業費に 8 5 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を 5 億 3, 2 7 7 万 9, 0 0 0 円とするものです。

7 款商工費につきましては、1 項商工費に 4 4 8 万 5, 0 0 0 円を追加し、総額を 6 億 6, 3 1 6 万 3, 0 0 0 円とするものです。

10 款教育費につきましては、4 項学校給食費に 2 9 5 万 2, 0 0 0 円を追加、6 項保健体育費に 1 1 8 万 6, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 2 億 8, 7 5 2 万 7, 0 0 0 円とするものです。

11 款災害復旧費につきましては、1 項災害復旧費に 1, 6 3 0 万円を追加し、総額を 2, 6 3 0 万円とするものです。

12 款公債費につきましては、1 項公債費に 6 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 9 億 6, 1 1 4 万 9, 0 0 0 円とするものです。

これにより、歳出合計 2 3 8 億 2, 8 8 7 万 3, 0 0 0 円に 1 億 7, 7 6 8 万円を追加し、総額を 2 4 0 億 6 5 5 万 3, 0 0 0 円とするものです。

次に、第 2 表繰越明許費について説明いたします。

3 ページを御覧ください。

11 款災害復旧費 1 項災害復旧費、一般単独災害復旧事業 1, 6 3 0 万円について、翌年

度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第3表債務負担行為補正について説明いたします。

4ページを御覧ください。

債務負担行為の追加につきましては、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補給は、期間を令和7年度から令和32年度までとし、限度額を716万円、生田原コミュニティセンター指定管理料は、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を7,987万7,000円とするものです。

次に、第4表地方債補正について説明いたします。

5ページを御覧ください。

地方債の追加につきましては、水道事業会計脱炭素化推進事業、限度額260万円、一般単独災害復旧事業1,630万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

11ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、企画一般経費65万円につきましては、遠軽高等学校生徒用下宿施設建設工事に伴い、生徒が生活する上で使用する食器や水回り品等の購入に係る消耗品等を追加するものです。

ふるさと納税促進事業6,316万7,000円につきましては、ふるさと納税寄附額の増加により、ふるさと納税返礼品3,264万8,000円、返礼品発送等に係る通信運搬費846万1,000円、ふるさと納税サイト利用等に係る手数料1,058万2,000円、ふるさと納税受付等業務委託料1,147万6,000円をそれぞれ追加するものです。

8目交通対策費バス路線確保事業601万5,000円につきましては、名寄線代替バスの運行実績に基づき、名寄線代替バス運営協議会負担金1万8,000円の追加、広域生活交通路線及び単独補助路線に係る運行実績に基づき、地域公共交通確保維持改善事業補助金599万7,000円を追加するものです。

13目諸費、税外収入還付207万3,000円につきましては、出産・子育て応援交付金ほか、国庫補助金等の令和6年度分精算による返還金を計上するものです。

14目基金運営費、基金運営事業につきましては、まちづくり振興基金積立金の追加として、指定寄附金8件、229万8,000円と、ふるさと納税寄附金の寄附額増加により6,285万円、合わせて6,514万8,000円を追加するものです。

15目物価高騰対応重点支援事業378万円につきましては、遠軽高等学校通学者を受け入れる下宿を営む事業者に対し、食材費の高騰に係る支援金を支給する経費として、8施設分の遠軽高等学校通学者受入下宿食材費高騰対策支援金を計上するものです。

13ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保険事業58万3,000円につき

ましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修を行うため、介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

3目高齢者福祉費、介護保険事業所運営助成事業92万1,000円につきましては、近年の異常気象に伴う熱中症対策のため、冷房機器未設置の介護施設等3施設に対する冷房機器設置に係る経費を補助するため、介護施設等環境改善事業補助金を追加するものです。

15ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業630万円につきましては、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費を補助するため、保育対策総合支援事業費補助金を追加するものです。

17ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費、上水道事業260万円につきましては、清川、丸瀬布及び旧安国浄水場のLED照明導入に係る工事において、一般会計からの出資により有利な財源を活用するため、水道事業会計繰出金を追加するものです。

19ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費、畜産関連融資利子補給事業4万6,000円につきましては、酪農・肉用牛経営における3年分の償還額を長期・低利で借換えすることによる償還負担の軽減と経営環境の変化への対応を支援するため、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補給事業補助金を計上するものです。

21ページをお開き願います。

2項林業費1目林業振興費、鳥獣被害防止対策事業85万1,000円につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、緊急銃猟の実施に係る必要な経費として、ヘルメットや反射ベスト等の消耗品費76万5,000円の追加、アクションカメラの購入に係る備品購入費8万6,000円を計上するものです。

23ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費3目観光費、湧別原野クロスカントリースキー大会事業300万円につきましては、40回記念大会に係るノベルティグッズを製作し、出場者等に配布するため、クロスカントリースキー大会負担金を追加するものです。

4目観光施設費、いこいの森管理事業148万5,000円につきましては、北海道における宿泊税導入に伴うキャンプ場予約管理システムの改修を行うため、キャンプ場予約管理システム改修業務委託料を計上するものです。

25ページをお開き願います。

10款教育費4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理事業295万2,000円につきましては、給食食材の高騰による保護者の負担増分を軽減するため、小中学校の賄材料費を追加するものです。

27ページをお開き願います。

6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費助成事業118万6,000

0円につきましては、全国大会以上の出場件数及び大会開催件数の増加に伴い、社会体育振興補助金を追加するものです。

29ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業1,630万円につきましては、本年11月1日の豪雨により、町道奥白滝駅天狗平線ののり面が崩壊したため、のり面の復旧に伴う奥白滝駅天狗平線災害復旧工事の計上です。

31ページをお開き願います。

12款公債費1項公債費2目利子、公債費償還利子62万3,000円につきましては、基金の預入金利の上昇に伴い、基金繰替運用に係る一時借入金利子を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

9ページを開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金473万7,000円につきましては、介護施設等の冷房機器設置に伴う介護施設等環境改善事業補助金61万2,000円の追加、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費補助に伴う保育対策総合支援事業費補助金412万5,000円の計上です。

16款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金108万7,000円につきましては、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費補助に伴う保育対策総合支援事業費補助金の計上です。

4目農林水産業費道補助金70万5,000円につきましては、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金利子補給事業補助金3万円の計上、緊急銃猟の実施に係る経費に対する補助として、ヒグマ対策事業補助金67万5,000円の計上です。

5目商工費道補助金50万円につきましては、北海道における宿泊税導入に係るキャンプ場予約管理システム改修に伴う北海道宿泊税システム整備費補助金の計上です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金229万8,000円につきましては、まちづくり振興資金として、6件206万8,000円、社会福祉振興資金として、1件20万円、スポーツ振興資金として、1件3万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金1億2,570万円につきましては、ふるさと納税寄附額の増加に伴う追加です。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、前年度繰越金1,622万2,000円の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入753万1,000円につきましては、遠軽町、湧別町及び佐呂間町で組織する遠軽地区地域公共交通活性化協議会において、地域公共交通計画を策定したことによる国庫補助金を協議会が受け入れることに伴い、遠軽町の配分として353万1,000円の負担金を計上し、いきいきふるさと推進事業助成金につきましては、第40回記念湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会に300万円、第30回記念コスモス開花宣言花火大会に100万円の、合わせて400万円の採択があったことか

ら、それぞれ計上するものです。

22款町債1項町債3目衛生債260万円につきましては、水道事業会計脱炭素化推進事業債、10目災害復旧債1,630万円につきましては、一般単独災害復旧事業債の計上です。

なお、工事に関する概要につきましては、別添の補正予算に関する資料により担当から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 吉岡白滝総合支所参事。

○白滝総合支所参事（吉岡秀利君） お手元の令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）に関する資料を御覧願います。

本資料は、災害復旧事業としまして、11月1日から2日に発生しました低気圧による大雨の影響で、町道の一部が崩落したことにより、復旧工事を行うものであります。

1ページをお開き願います。

奥白滝駅天狗平線災害復旧工事の位置図であります。図面左上部分の国道333号線奥白滝駅付近を始点としまして、奥白滝駅天狗平線を約1,500メートル進みまして、天狗平37号線との合流点付近の図面中央部分にあります①が災害場所となっております。延長14メートル、高さ8メートルにわたり崩落したのり面の復旧工事を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡邊亮司君） 議案第24号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明します。

令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ145万円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億5,906万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明します。

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明します。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に58万3,000円を追加し、総額を5億4,031万6,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に58万3,000円を追加し、総額を3億5,079万4,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に28万4,000円を追加し、総額を3,548万6,000円とするものです。

これにより、歳入合計21億5,761万1,000円に145万円を追加し、総額を21億5,906万1,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開きください。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に116万6,000円を追加し、総額を4,210万3,000円とするものです。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に28万4,000円を追加し、総額を3,529万5,000円とするものです。

これにより、歳出合計21億5,761万1,000円に145万円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億5,906万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費116万6,000円の追加につきましては、介護報酬改定に伴うシステムの改修業務委託料の追加です。

次のページをお開きください。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金28万4,000円の追加につきましては、過年度の確定申告により住民税が更正され、介護保険料区分が変更したことに伴う還付金の追加です。

次に、2、歳入について説明します。

戻りまして、6ページをお開きください。

4款国庫支出金2項国庫補助金5目介護保険事業費補助金58万3,000円の追加につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費に対する国の補助金です。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金58万3,000円の追加につきましては、介護保険改定等に伴うシステム改修費に係る一般会計からの繰入金です。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金28万4,000円の追加につきましては、第1号被保険者保険料還付金に前年度の繰越金を充てるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 小野寺水道課長。

○水道課長（小野寺悟君） 議案第25号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第2条は、令和7年度遠軽町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の収入を補正するものですが、既決予定額内で予算の振替によるもので、総額2億2,078万4,000円の増減はございません。

第3条は、予算第5条に定めた表起債の限度額の欄中「9,120万円」を「8,860万円」に改めるものです。

次の、1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により説明いたします。

資本的収入及び支出の収入。

1款資本的収入1項企業債1目企業債1節水道事業債260万円の減額は、一般会計出資金への予算の振替によるもの。

次に、1款資本的収入2項他会計出資金1目他会計出資金1節一般会計出資金260万円の追加は、水道事業債からの予算振替によるものでございます。

補正理由につきましては、当初、LED照明導入のための改修工事に係る起債を全額水道事業債で見込んでおりましたが、今回、脱炭素化推進事業による起債を一般会計で借入れ、水道事業会計に繰入れすることにより、借入額の30%から50%が町への交付税措置されることから、当初、企業債を見込んでいたものを、一般会計出資債による一般会計からの出資金に振り替えるものです。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程した議案4件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第20号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、11ページ、12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 3款民生費、13ページから16ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 4款衛生費、17ページ、18ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6款農林水産業費、19ページから22ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7款商工費、23ページ、24ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 10款教育費、25ページから28ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 11款災害復旧費、29ページ、30ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 12 款公債費、31 ページ、32 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15 款国庫支出金、9 ページ、10 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 16 款道支出金、9 ページ、10 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 18 款寄附金、9 ページ、10 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20 款繰越金、9 ページ、10 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 21 款諸収入、9 ページ、10 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 22 款町債、9 ページ、10 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第2 表繰越明許費、3 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第3 表債務負担行為補正、4 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第4 表地方債補正、5 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第21 号の質疑を終わります。

次に、議案第24 号令和7 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2 号）の質疑を行います。

質疑は、第1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページ、9 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 6 款諸支出金、10 ページ、11 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

4 款国庫支出金、6 ページ、7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8 款繰入金、6 ページ、7 ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 9款繰越金、6ページ、7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

資本的収入及び支出、5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第25号の質疑を終わります。

これより、一括上程した議案4件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第20号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和7年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和7年度遠軽町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第22号

○議長（杉本信一君） 日程第27 議案第22号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 議案第22号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本補正予算案につきましては、第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ563万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ21億493万6,000円とするものです。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページ目をお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

6款繰越金につきましては、1項繰越金に172万円を追加し、総額を172万1,000円とするものです。

8款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金に391万6,000円を追加し、総額を391万6,000円とするものです。

これにより、歳入合計20億9,930万円に563万6,000円を追加し、総額を21億493万6,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

2ページ目をお開き願います。

1款総務費につきましては、2項徴税費に391万6,000円を追加し、総額を5,881万6,000円とするものです。

7款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に172万円を追加し、総額を381万5,000円とするものです。

これにより、歳出合計20億9,930万円に563万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億493万6,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページ目をお開き願います。

1款総務費2項徴税費1目賦課徴収費12節委託料391万6,000円につきましては、令和8年4月から施行される子ども・子育て支援金の賦課徴収に対応するため、総合行政情報システムの改修業務の委託料を計上するものです。

続きまして、10ページ目をお開き願います。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 5 目その他償還金 2 2 節償還金、利子及び割引料 1 7 2 万円につきましては、令和 6 年度に交付を受けた交付金の額確定に伴う償還金を計上するものです。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6 ページ目をお開き願います。

6 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 1 7 2 万円につきましては、令和 6 年度に交付を受けた交付金の額確定による超過額の補正です。

8 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目子ども・子育て支援事業費補助金 1 節子ども・子育て支援事業費補助金 3 9 1 万 6, 0 0 0 円につきましては、子ども・子育て支援金賦課徴収に係るシステム改修経費への国庫補助金です。

以上で、議案第 2 2 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7 款諸支出金、1 0 ページ、1 1 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

6 款繰越金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 8 款国庫支出金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 2 2 号令和 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 8 議案第 2 3 号

○議長（杉本信一君） 日程第 2 8 議案第 2 3 号令和 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） 議案第23号令和7年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本補正予算案につきましては、第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億2,872万9,000円とするものです。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページ目をお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、1 項後期高齢者医療保険料に1,041万6,000円を追加し、総額を3億949万9,000円とするものです。

7 款国庫支出金につきましては、1 項国庫補助金に158万4,000円を追加し、総額を158万4,000円とするものです。

これにより、歳入合計4億1,672万9,000円に1,200万円を追加し、総額を4億2,872万9,000円とするものです。

次に、2、歳出について御説明いたします。

2 ページ目をお開き願います。

1 款総務費につきましては、2 項徴収費に158万4,000円を追加し、総額を385万6,000円とするものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1 項後期高齢者医療広域連合納付金に1,041万6,000円を追加し、総額を4億2,444万8,000円とするものです。

これにより、歳出合計4億1,672万9,000円に1,200万円を追加し、総額を歳入歳出同額の4億2,872万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8 ページ目をお開き願います。

1 款総務費 2 項徴収費 1 目賦課徴収費 1 2 節委託料 158万4000円につきましては、令和8年4月から施行される子ども・子育て支援金の賦課徴収に対応するため、総合行政情報システムの改修業務の委託料を計上するものです。

続きまして、10 ページ目をお開き願います。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1 8 節負担金、補助及び交付金 1,041万6,000円につきましては、被保険者数及び賦課額の増加・増額により、北海道高期高齢者医療広域連合に納付する負担金の当初予算に不足が見込まれるため、必要経費を計上するものです。

次に、2、歳入について御説明いたします。

6 ページ目をお開き願います。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目後期高齢者医療保険料 1 節現年度分保険料 1,041 万 6,000 円につきましては、被保険者数及び賦課額の増加・増額による補正です。

7 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目子ども・子育て支援事業費補助金 1 節子ども・子育て支援事業費補助金 158 万 4,000 円につきましては、子ども・子育て支援金賦課徴収に係るシステム改修経費への国庫補助金です。

以上で、議案第 23 号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより質疑を行います。

質疑は、第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページ、9 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、10 ページ、11 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

1 款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 7 款国庫支出金、6 ページ、7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 23 号令和 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

午後 1 時 49 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署名議員 森元 直樹

署名議員 村岡 敦子